3　第一項の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、基金の事務所の掲示板に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により行うものとする。

4　前項の規定による自動公衆送信による公告は、基金のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合は、第一項の規定による公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。

（財産の目録等の承認）

第三十七条　清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。　（新設）

2　前項の規定による承認の申請は、財産目録及び貸借対照表を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

（給付の供託）

第三十八条　清算人は、法第三十六条第一項の規定により基金が解散日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものに相当する金額を供託しなければならない。　（新設）

2　前項の規定による供託は、金銭をもつてしなければならない。

3　清算人は、第一項の規定により供託した場合にあつては、供託書正本の写しを第四十条第一項の決算報告書に添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（残余財産の処分の制限）

第三十九条　基金の清算人は、基金の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。　（新設）

（決算報告書の承認）

第四十条　清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。　（新設）

2　前項の規定による決算報告書の承認の申請は、決算報告書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

（基金から企業年金基金への移行の申請）

第四十一条　令和七年改正法附則第三十四条第一項の規定による基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する企業年金基金となることについての認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。　（新設）

一　令和七年改正法附則第三十四条第二項の同意を得たことを証する書類

二　確定給付企業年金法施行規則第十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる書類

三　確定給付企業年金法施行規則第四条第三号、第五号及び第六号に掲げる書類

四　認可の申請前一月以内現在における基金の財産目録、貸借対照表並びに積立金の額、最低積立金額及び令和七年改正法附則第三十四条第七項の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びにこれらの額の明細を示した書類

五　前各号に掲げるもののほか、認可に当たつて必要な書類